

別記（４）

有機水稻産地化モデル事業

第１ 事業の目的

有機ひろげる米づくり実証生産者等による、有機水稻の生産、流通、販売等に係る本格展開に向けた取組を一体的に支援することにより、地域内外への波及を図り県内における有機水稻の取組を拡大する。

第２ 事業の採択要件

事業の採択に当っては、以下の要件を満たすものとする。

- 1 当該年度又は前年度において、有機ひろげる米づくり実証ほを設置した個人又は法人であること。
- 2 事業実施年度中に事業実施５年後までの有機栽培米の生産販売計画を策定すること。
- 3 事業実施年度中に島根県エコロジー農産物推奨制度の「不使用」区分又は有機ＪＡＳ認証への申請を行うことが確実に見込まれること。
- 4 安全で美味しい島根の県産品認証制度の取得に努めること

第３ 事業の実施期間

平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とする。

第４ 事業の実施手続き

1 事業実施（変更）計画の審査

- (1) 事業実施主体は、事業計画審査依頼書（様式第 1 号）に事業実施計画書（有機水稻様式第 1 号）を添付し、事業実施主体の事務局が所在する市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により提出された事業実施計画書を隠岐支庁・農林振興センターを經由して知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、事業実施計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。
- (4) 事業実施主体は、交付要綱第 4 に基づき重要な変更を行おうとするときには、事業計画変更審査依頼書（様式第 2 号）に事業実施変更計画書（有機水稻様式第 1 号）を添付し、(1) から (2) に準じて提出するものとする。
- (5) 知事は (4) により提出された事業実施変更計画書の内容を審査し、その結果を通知するものとする。

2 補助金（変更）交付申請

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた場合は、交付要綱第 5 に基づき、補助金交付申請書（様式第 3 号）に事業実施計画書（有機水稻様式第 1 号）を添付し、農産園芸課に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施変更計画の承認を受けた場合は、交付要綱第 6 に基づき、補助金変更承認申請書（様式第 4 号）に事業実施変更計画書（有機水稻様式第 1 号）を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

3 実績報告

事業実施主体は、交付要綱第 9 に基づき、補助金実績報告書（様式第 7 号）に事業実績報告書（有機水稻様式第 2 号）を添付し、農産園芸課に提出するものとする。

4 事業達成状況報告

- (1) 事業実施主体は、事業達成状況報告書（有機水稻様式第 3 号）を、事業実施年度の翌年度から 5 年間、毎年 4 月末日までに市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により提出された事業達成状況報告書を、毎年 5 月末日までに隠岐支庁・農林振興センターを經由して知事に提出するものとする。

5 その他書類の提出先

事業実施主体は、交付要綱第 6 第 2 項に基づく事業遂行状況報告書（様式第 10 号）、交付要綱第 7 に基づく補助金概算払請求書（様式第 5 号）、交付要綱第 8 に基づく事業完了報告書（様式第 6 号）については、農産園芸課に提出するものとする。